

## 石川県公報

平成30年1月26日(金曜日)

号 外

(第3号)

## 目 次

- 規 則  
○石川県公舎管理規則の一部を改正する規則  
(管財課) 1

## 規 則

石川県公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年一月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 石川県規則第一号

石川県公舎管理規則の一部を改正する規則

石川県公舎管理規則(昭和二十九年石川県規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第五条関係)

延べ面積	有料公舎の所在地			
	東京都の特別区 存する地域(以下 「特別区」という。)	大阪市及び名古屋 市	金沢市	県内(金沢市を除 く。)
五十五平方メートル未満	六百四十三円	四百六十五円	三百八十六円	三百七十一円
五十五平方メートル以上 七十平方メートル未満	七百八十八円	五百七十六円	四百八十三円	四百六十五円
七十平方メートル以上 八十平方メートル未満	千八百一十一円	七百四十六円	五百八十四円	五百六十一円
八十平方メートル以上 百平方メートル未満	千三百八十九円	九百三円	七百二十円	六百九十二円
百平方メートル以上	千六百二十円	千四百円	八百七十八円	八百四十四円

別表第二一の表を次のように改める。

構 造	有料公舎 の所在地	年 数	金 額				
			五十五平方メ ートル未満	五十五平方メ ートル以上 七十平方メ ートル未満	七十平方メ ートル以上 八十平方メ ートル未満	八十平方メ ートル以上 百平方メ ートル未満	百平方メ ートル以上
木 造	特別区	五 年	三十七円	四十六円	五十二円	六十二円	七十八円
		十 年	五十九円	百十円	八十三円	百五十九円	二百三十五円
		十五 年	百五十五円	百九十三円	二百二十六円	二百七十七円	三百七十五円

組 積 造

組 積 造	大 阪 市 及 び 名 古 屋 市	二十 年	二百十二円	二百九十八円	三百十三円	四百二十二円	五百八十二円
		二十五 年	二百六十四円	三百五十三円	三百九十円	五百二十七円	六百八十五円
		三十 年	三百二十三円	四百十三円	四百十四円	六百十六円	八百円
		五 年	三十六円	四十五円	五十一円	六十円	七十六円
		十 年	八十八円	百三十一円	百十八円	百八十五円	二百三十七円
		十五 年	百五十三円	二百一円	二百二十三円	二百九十三円	三百七十二円
	金 沢 市	二十 年	二百二十七円	三百一円	三百二十八円	四百三十五円	五百六十七円
		二十五 年	二百七十五円	三百五十四円	三百九十九円	五百三十五円	六百六十六円
		三十 年	二百八十七円	三百九十四円	四百七十一円	六百二十円	七百七十四円
		五 年	三十五円	四十四円	五十円	六十円	七十六円
		十 年	百十八円	百三十八円	百三十七円	百八十七円	百九十六円
		十五 年	百七十九円	二百十五円	二百二十四円	二百九十二円	三百三十円
	県 内 ( 金 沢 市 を 除 く )	二十 年	二百四十九円	三百十二円	三百三十九円	四百二十七円	五百十六円
		二十五 年	二百九十六円	三百六十一円	四百九円	五百二十二円	六百十一円
		三十 年	三百八円	四百四円	四百七十六円	六百三円	七百十五円
		五 年	百三円	百二十七円	百三十三円	百八十一円	百九十三円
		十 年	百七十八円	二百十七円	二百四十円	三百八円	三百五十四円
		十五 年	二百二十二円	二百七十二円	三百三円	三百八十四円	四百五十円
	特 別 区	二十 年	二百七十三円	三百四十二円	三百八十五円	四百八十一円	五百八十四円
		二十五 年	三百六円	三百七十八円	四百三十五円	五百五十円	六百五十二円
		三十 年	三百十五円	四百五円	四百八十三円	六百七円	七百二十七円
		五 年	二十五円	三十一円	三十四円	四十一円	五十二円
		十 年	四十五円	五十五円	六十二円	七十五円	九十四円
		十五 年	百四十一円	百七十五円	二百六円	二百五十三円	三百九円
大 阪 市 及 び 名 古 屋 市	二十 年	百九十二円	二百三十九円	二百八十二円	三百四十七円	四百二十三円	
	二十五 年	二百十八円	二百七十一円	三百二十円	三百九十四円	四百八十一円	
	三十 年	二百三十五円	二百九十二円	三百四十五円	四百二十四円	五百十八円	
	三十五年	二百四十九円	三百八円	三百六十五円	四百四十九円	五百四十八円	
	五 年	二十五円	三十円	三十四円	四十円	五十二円	
	十 年	四十四円	五十四円	六十一円	七十三円	九十四円	
金 沢 市	十五 年	百四十四円	百七十四円	二百五円	二百五十一円	三百八円	
	二十 年	百九十一円	二百三十七円	二百八十円	三百四十四円	四百二十一円	
	二十五 年	二百十七円	二百六十九円	三百十八円	三百九十二円	四百七十八円	
	三十 年	二百三十四円	二百九十四円	三百四十三円	四百二十一円	五百十五円	
	三十五年	二百四十七円	三百七円	三百六十三円	四百四十六円	五百四十五円	
	五 年	二十四円	二十九円	三十四円	四十一円	五十一円	
県 内 ( 金 沢 市 を 除 く )	十 年	五十三円	五十八円	六十一円	七十五円	九十二円	
	十五 年	百三十九円	百七十三円	二百四円	二百五十四円	三百六円	
	二十 年	百八十九円	二百三十六円	二百七十九円	三百四十三円	四百十九円	
	二十五 年	二百十五円	二百六十八円	三百十七円	三百九十一円	四百七十七円	
	三十 年	二百三十二円	二百八十八円	三百四十二円	四百二十円	五百十三円	
	三十五年	二百四十六円	三百五円	三百六十二円	四百四十六円	五百四十四円	
大 阪 市 及 び 名 古 屋 市	五 年	六十二円	七十五円	七十四円	百十一円	百五円	
	十 年	百三十一円	百五十九円	百七十一円	二百二十八円	二百五十三円	
	十五 年	百七十七円	二百十七円	二百三十七円	三百七円	三百五十一円	
	二十 年	二百十円	二百五十九円	二百八十七円	三百六十三円	四百二十四円	
金 沢 市	二十五 年	二百三十円	二百八十三円	三百十七円	三百九十七円	四百七十六円	

造 リ ー ト コ ン ク リ ー ト 造 及 ク リ ー 筋 コン 鉄 骨 鉄	特別区	三十年	二百五十四円	三百十二円	三百四十七円	四百三十四円	五百十五円
		三十五年	二百六十六円	三百二十六円	三百六十三円	四百五十六円	五百四十三円
		五 年	十八円	二十三円	二十五円	三十円	三十八円
		十 年	三十三円	四十円	四十五円	五十四円	六十九円
		十五年	九十九円	百二十三円	百四十四円	百七十七円	二百十八円
		二十年	百二十七円	百五十七円	百八十四円	二百二十六円	二百七十七円
		二十五年	百五十一円	百八十八円	一百三十一円	二百七十二円	三百三十三円
		三十年	百七十六円	二百十八円	二百五十六円	三百十五円	三百八十五円
		三十五年	百九十八円	二百四十五円	二百八十九円	三百五十六円	四百三十五円
		四十年	二百十九円	二百七十二円	三百二十一円	三百九十六円	四百八十三円
	四十五年	二百四十四円	二百九十七円	三百五十一円	四百三十三円	五百二十八円	
	五十年	二百四十九円	三百九円	三百六十五円	四百五十円	五百四十九円	
	大阪市及 び名古屋 市	五 年	十八円	二十三円	二十五円	三十円	三十九円
		十 年	三十三円	四十円	四十五円	五十四円	六十九円
		十五年	九十九円	百二十三円	百四十四円	百七十七円	二百十八円
		二十年	百二十七円	百五十七円	百八十四円	二百二十六円	二百七十七円
		二十五年	百五十一円	百八十八円	一百三十一円	二百七十一円	三百三十三円
		三十年	百七十六円	二百十八円	二百五十六円	三百十四円	三百八十五円
		三十五年	百九十八円	二百四十五円	二百八十九円	三百五十六円	四百三十五円
		四十年	二百十九円	二百七十二円	三百二十一円	三百九十六円	四百八十四円
		四十五年	二百四十四円	二百九十七円	三百五十一円	四百三十三円	五百二十八円
		五十年	二百四十九円	三百九円	三百六十五円	四百四十九円	五百四十九円
	金沢市	五 年	十八円	二十二円	二十六円	三十一円	三十九円
		十 年	三十二円	三十九円	四十六円	五十五円	六十九円
		十五年	九十九円	百二十二円	百四十五円	百七十七円	二百十八円
		二十年	百二十六円	百五十七円	百八十四円	二百二十七円	二百七十七円
		二十五年	百五十一円	百八十八円	一百三十一円	二百七十二円	三百三十三円
		三十年	百七十五円	二百十七円	二百五十六円	三百十五円	三百八十五円
		三十五年	百九十七円	二百四十五円	二百九十円	三百五十七円	四百三十五円
		四十年	二百十九円	二百七十二円	三百二十二円	三百九十六円	四百八十四円
		四十五年	二百三十九円	二百九十六円	三百五十二円	四百三十三円	五百二十八円
		五十年	二百五十四円	三百九円	三百六十六円	四百五十円	五百四十九円
	県内(金 沢市を除 く。)	五 年	四十円	四十九円	四十四円	七十五円	五十九円
		十 年	九十二円	百十二円	百十六円	百六十二円	百六十九円
		十五年	百三十三円	百六十円	百七十二円	二百二十九円	二百五十四円
		二十年	百六十四円	二百円	二百十七円	二百八十二円	二百二十一円
		二十五年	百八十八円	二百三十円	二百五十二円	三百二十三円	三百七十三円
		三十年	二百八円	二百五十四円	二百七十九円	三百五十五円	四百十四円
		三十五年	二百二十二円	二百七十二円	三百一元	三百八十円	四百四十六円
		四十年	二百三十四円	二百八十七円	三百二十一円	四百一元	四百八十三円
		四十五年	二百四十二円	二百九十七円	三百五十一円	四百三十三円	五百二十八円
		五十年	二百七十七円	三百三十九円	三百七十八円	四百七十一円	五百六十一円

別表第四一を次のように改める。

- 1 駐車場の貸与料の月額

自動車の保管場所	保管場所の所在地	金 額
自動車の保管場所の敷地の地面に一定の区画を 限つて設置するもの	金沢市	三千四百三十七円
	県内(金沢市を除く。)	二千九百八十七円
地下に設置するもの又は居住の用に供する建物 の一部に設置するもの	全地域	五千二百五十円

## 附 則

- この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
- 改正後の石川県公舎管理規則の規定に基づき算定した貸与料の額が従前の貸与料の額と比較して著しく増額となる等特別の事情がある公舎の貸与料については、当分の間、知事が別に定める。